

平成28年

刈谷知立環境組合議会第3回定例会会議録

平成28年12月14日

議事日程第3号

平成28年12月14日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第3号 副管理者の選任について
- 日程第4 議案第7号 刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第5 認定第1号 平成27年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第8号 平成28年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）
-

出席議員（15名）

1番	稲垣雅弘	2番	上田昌哉
3番	池田福子	4番	加藤峯昭
5番	神谷昌宏	6番	石川信生
7番	黒川智明	8番	佐原充恭
9番	稲垣達雄	10番	清水俊安
11番	鈴木浩二	12番	風間勝治
13番	新村健治	14番	前田秀文
15番	田中健		

説明のため議場に出席した者（5名）

管理者	竹中良則	副管理者	林郁夫
会計管理者	犬塚俊治	所長	藤田勝俊
施設運営監	岡本圭二		

職務のため議場に出席した事務局職員（4名）

課長補佐兼 焼却施設係長	加藤主	主任主査	稲垣賢幸
主任主査	並木真一郎	主査	深谷鋼一

午前10時00分 開会

○議長（前田秀文）

ただいまから、平成28年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、御了承を願います。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会、会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、2番 上田昌哉議員、13番 新村健治議員の両議員を指名いたします。

○議長（前田秀文）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

○議長（前田秀文）

次に、日程第3、同意第3号 副管理者の選任についてを議題といたします。

林郁夫知立市長の退席をお願いいたします。

〔林郁夫知立市長 退席〕

○議長（前田秀文）

本案の説明をお願いいたします。

○議長（前田秀文）

管理者。

○管理者（竹中良則）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、同意第3号 副管理者の選任についてお願いをいたします。

刈谷知立環境組合の副管理者に次の者を選任するものであります。

住所は、知立市八橋町前畑168番地。氏名は林 郁夫氏でございます。生年月日は、昭和35年6月1日でございます。

提案理由といたしましては、副管理者は平成28年12月23日で任期満了となりますので、刈谷知立環境組規約第8条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるためであります。

副管理者は従来より知立市長を選任させていただいておりますので、今回の選任につきましても知立市長に当選されました林 郁夫氏を選任したいと思っておりますので、よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

別に質疑、討論もないようですので、採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔林郁夫副管理者 入場〕

○議長（前田秀文）

副管理者、林郁夫さんより御挨拶がございます。

○副管理者（林 郁夫）

ただいま皆様方から御選任をいただきました。ありがとうございます。

刈谷知立環境組合の副管理者として、しっかりと職務を遂行してまいりますので、今後とも御指導よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（前田秀文）

ありがとうございました。

次に、日程第4、議案第7号 刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案の説明をお願いいたします。

○議長（前田秀文）

施設運営監。

○施設運営監（岡本圭二）

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第7号 刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴い改正するものでございます。

内容といたしましては、条例中で引用している番号利用法の引用条項を改正するもので、条例第32条第1項第1号エ中「第28条」を「第29条」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、番号利用法の一部改正により必要があるからでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

○議長（前田秀文）

新村健治議員。

○13番（新村健治）

おはようございます。

議案第7号 刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正ということで、今回が平成27年第3回及び平成28年の第1回の定例会を通じて、今回この条例が議案として提出されています。

今回の改正は引用条項の改正というものです。そもそも番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているというときというのは、どのような場合をいうのでしょうか。よろしく願いいたします。

そして、また今回の改正には直接かわりがないかもしれませんが、中身を深める上でお聞きしたいと思います。条例第6条から7条にかけて実施機関は個人情報収集、利用及び提供の制限については、個人情報については目的外利用が明確に原則禁止となっています。しかし、個人の生命や健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるときなどはこの限りではないとなっています。財産を保護するというはどのような状況のことをいっているのか。また、本人の同意を得るといことは、困難な方というのはどのような方のことをいっているのか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○施設運営監（岡本圭二）

3点の御質問をいただきました。

一つ目ですが、番号利用法に違反して特定個人情報保護ファイルに記録されているときは、との御質問ですが、番号利用法第29条はマイナンバーとその他の個人情報を含むデータベースである特定個人情報保護ファイルを、法令で規定します個人番号利用事務等の処理に必要な範囲を超えて作成、保管してはならないとしています。

二つ目は、目的以外の利用として特定個人情報を利用できるとされている生命、財産を保護するというのはどういう状況かというお尋ねでございますが、大災害などが発生したときに資産を保護したり、個人の預貯金などが不当に引き出されることを防ぐ場合などが考えられます。

三つ目は、本人同意を得ることが困難な場合とはどういう場合かというお尋ねでございますが、事故や急病などにより意識不明や意識障害となり本人確認ができないような状態がございます。

以上でございます。

○13番（新村健治）

そういった規定があると。その6条の規定の下には7条3というところがありまして、前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号いずれかに該当するときは個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的、いわゆる個人情報を当該実施機関以外に請求をすることができるとなっておりますが、そういった実施機関以外に提供できるという場合はどのようなことをいっているのでしょうか。お願いします。

○施設運営監（岡本圭二）

特定個人情報を目的以外に利用できる例外ケースと同様に当該実施機関以外のものに提供できる場合につきましては、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合で、そのような緊急事態において特定個人情報の提供をすることが考えられます。

以上でございます。

○13番（新村健治）

19条でいう個人の権利利用を保護するために、特に必要とされるために、それに基づいて第7条3項があるということの説明でした。

きちっと実施機関以外のいわゆる開示請求者、一体どこなのだろうというようにちょっと考えた場合、私の想像では、例えば裁判所ですね。公安警察だとか、そういったところがちょっと想像されるのですが、安易に情報を提供するとなれば、マイナンバー制度の実施の前提が崩れるのではないかと思っているわけでありませう。

今回の条例の一部改正というのはいわゆるマイナンバーの制度に伴って必要だということで提出されています。マイナンバー法は御存じのとおり住む人の納税、社会保障の給付、情報を簡単にできるような、活用ができる仕組みというようになっていますが、マイナンバーはそれまであった住基ネットなどが比較にならないほど大量の個人情報がこれから蓄積されるというようになっています。税、医療、年金、福祉、介護、労働保険、災害補償などあらゆる分野で情報が一つの番号でひもづけにされていくということになっているわけでありませう。これは公務、民間にかかわらず多様な主体でこの番号を取り扱って活用することになります。他人には自分の情報の何を知らせ、何を

知らせないか、コントロールできる自己情報コントロール権というのがありますが、そこに著しく侵害するのではないかと考えています。マイナンバー制度でいえば、情報ネットは本当にひとたび漏れれば大変なことになる。致命的な被害を被るおそれがあるというわけであります。そうなれば、公的機関の個人情報の管理において絶対安全だと言ってありますが、本当に絶対に安全なのかという疑問があるわけです。

私たち日本共産党は刈谷の議会でも衣浦東部でもこういったマイナンバー法に伴ういろいろな条例には反対しています。理由は先ほど言ったように大変致命的な被害を被るおそれがあるということで、この議案第7号 刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正には反対としますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（前田秀文）

ほかにどうですか。いいですか。

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決をいたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田秀文）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（前田秀文）

次に、日程第5、認定第1号 平成27年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の説明をお願いいたします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

それでは、平成27年度の刈谷知立環境組合一般会計決算について御説明申し上げますので、決算書の3ページをお願いいたします。

認定第1号 平成27年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、本組合の監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

4ページをお願いいたします。

監査委員による審査意見でございます。決算内容等について良好であり、財政運営は適正であるとされておりますので、お目通しをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、5ページをお願いいたします。

平成27年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額23億8,724万6,766円、歳出決算額22億8,023万7,697円、歳入歳出差引残額は1億700万9,069円で、この金額を翌年度に繰り越すものでございます。

決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により御説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目分担金ですが、予算現額17億7,134万7,000円、収入済額は予算現額と同額の17億7,134万7,000円であります。

内訳でございますが、刈谷市が11億3,348万9,000円、知立市が6億3,785万8,000円で、比率といたしましては、刈谷市が64%、知立市が36%でございました。

次に、2款1項1目余熱ホール使用料は、予算現額85万円、収入済額は98万9,889円であります。これは余熱ホール内の自動販売機7台分の目的外使用料でございます。

2項1目ごみ処理手数料は、予算現額2億2,000万円、収入済額は2億2,919万3,000円であります。収入未済額は、現年度分、過年度分を合わせまして50万5,700円でございます。

2目リサイクルプラザ出品手数料は、予算現額21万4,000円、収入済額は26万1,000円であります。出品者数は延べ1,305人、出品点数は2万5,704点、販売点数は1万4,169点でございました。

3款1項1目一般寄附金は、予算現額110万円、収入済額は115万9,767円であります。これは、当環境組合で直接採用した職員、いわゆるプロパー職員の最後のプロパー職員の定年退職に伴い組合の職員互助会が解散し、その残余金を当組合に御寄附をいただいたものであります。この場をおかりして感謝を申し上げます。

4款1項1目繰越金は、予算現額1億2,018万6,000円、収入済額は1億2,018万6,274円あります。これは平成26年度決算におきます歳入歳出差額を平成27年度に繰越分として収入したものであります。

5款1項1目雑入は、予算現額2億3,524万2,000円、収入済額は2億6,410万9,836円あります。主なものとしたしましては、発電による売電料金1億7,964万7,437円、資源ごみの売り払い収入が8,329万7,748円でございます。

最下段の歳入合計ですが、予算現額23億4,893万9,000円、収入済額は23億8,724万6,766円あります。

16ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項1目議会費ですが、組合議会運営に要する経費でありまして、支出済額は120万4,126円、不用額は114万4,874円で、執行率は51.3%でございます。

18ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、組合の管理運営に要します経費で、主に職員の給与等でございます。支出済額は1億32万3,369円、不用額は543万8,631円で、執行率は94.9%でございます。

20ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は、可燃ごみの焼却及び粗大ごみの破碎処理等に要する経費でございます。支出済額は15億4,227万9,672円、不用額は5,678万8,328円で、執行率は96.4%でございます。

不用額の主なものといたしましては、需用費として、排ガスを処理するための薬品等の消耗品費、水道、電気等の光熱水費などの節約等による1,416万7,491円の残。

次に委託料として、スラグの有効利用等により灰運搬処理等委託料の残と焼却施設の点検業務委託を始めとする各種委託の入札差金などにより1,916万9,624円の残。

最後に工事請負費として、突発的な整備工事に対応するための経費の残及び入札差金など2,099万720円の残であります。

22ページをお願いいたします。

2目余熱ホール管理費は、温水プール等の管理に要する経費でありまして、支出済額は5,227万9,327円、不用額は437万3,673円で、執行率は92.3%でございます。

3目余熱ホール整備費は、外壁等の修繕に要する経費で、支出済額は5,879万6,280円、不用額は20万3,720円で、執行率は99.7%であります。

4款1項1目公債費の元金ですが、平成18、19、20年度のごみ焼却施設更新時の借入分の償還元金で、支出済額4億6,167万3,118円で、執行率は100%でございます。

なお、平成25年度借入分の旧工場棟整備事業及び平成25、26年度借入分の余熱ホール改修事業に係る元金は3年間の据え置きでございますので、支出額の中には含まれておりません。

2目利子につきましては、ごみ焼却施設更新時借入分と、平成25年度新規に借り入れました旧工場棟整備事業分及び平成25、26年度の余熱ホール改修分に係る利子の合計で、支出済額は6,368万1,805円で、不用額は65万1,195円で、執行率は99.0%です。

5款1項1目予備費につきましては、10万円を計上しておりますが、執行はしておりません。

最下段の歳出合計ですが、支出済額は22億8,023万7,697円、不用額は6,870万1,303円でございます。

また、24ページに実質収支に関する調書、25ページ以降に財産に関する調書を記載しております

ので、あわせて御参照を賜りたいと思います。

また、平成27年度の主要施策の成果報告書及び不用額調べを別冊で添付しております。こちら
もあわせて御参照の上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○2番（上田昌哉）

おはようございます。

質問は3回という制限があるので、その中で質問をさせていただきますが、決算認定、最初に言
っておきますが賛成なので、そういう中で質問させていただきます。

1番目、粗大ごみ前選別の委託内容について、まず詳しく教えていただくとともに、粗大ごみ選
別作業に障害者の方の参加とかは可能か。

また、いろいろな収集車とか、いろいろな作業員の方がおみえとなりますが、人手不足だったり
健康管理等、働く方の環境等で課題等があれば教えてください。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

3点の質問をいただきました。まず1点目の粗大ごみ前選別等業務委託の業務の内容でございま
すが、粗大ごみ破碎施設に搬入された搬入物の選別、その後、粗大ごみ破碎施設における高速回転
破碎機及びクレーンなどの設備の運転、操作、それから、破碎処理困難物、これはソファですとか
マットレスといったようなものになります。その解体などの業務というのが内容となります。

2点目の障害者の方の参加というお話でございますが、現場での作業については、粗大ごみの積
み出し、あるいは粗大ごみの解体作業など体力を必要とする作業が多く、また、粗大ごみの搬入車
両が頻繁に往来するなど、実際に障害者の方に参加していただくことはちょっと危険があって難し
いかなというように考えております。

3点目の当施設の環境ということでございますが、これについては特に課題といったものはござ
いません。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○2番（上田昌哉）

2回目です。今のところで、なかなかイメージよりも大変な作業なので、障害者の方の参加はできないようなイメージで、世の中、法定雇用というのは今、1.8ですか。平成30年は2.0になるといところで、障害者の方もやはり雇用というのは社会全体で考えないといけないと思っている中で、先進地ですと小型家電の分解を障害者の方にやっていただいている自治体もあるといところで、いろいろこれから皆さんで考えていただきたいなというちょっと思っただけ言っ、次の質問ですが、次の質問、ごみ焼却場というのは大体130億円かかって、30年間ぐらいしかもたなくて、真ん中15年ぐらいで大規模改修をやって、そういうイメージ、非常にこれはもう維持管理が大変だと思っっていますが、そういう中で質問ですが、ごみ焼却施設は特に維持管理との戦いだと思っっていますが、次回の刈谷知立環境組合さん、次回の施設の建て直しは何年ごろだと考えていますか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

建て直しといったことですが、当施設ではごみ焼却をする施設ですので、先ほど言われた維持管理についても、適正な管理を行い、予防、保守といったようなことも行って、機器についてはなるべく長持ちをするようにということで考えております。

建て直しの時期ということになりますと、うちの施設は平成21年4月から当初25年の供用を目標に改修をしております。それで、ただいま申し上げましたように、予防措置等により5年間の長寿命化を図って、51年末まで、30年ほどの使用をしていきたいなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○2番（上田昌哉）

これで質問をして終わりですが、今のところでいうと非常にこちら側は努力をしているのです。ただ市民の皆さんというのは、ごみを捨てるのは当たり前という感覚が非常に強いと思っっていますので、大事なのは市民の人がごみというのは非常にコストがかかる。極端な例でいうと、将来有料化になるよ、ごみ袋1枚500円になるかもしれないというような、いろいろ市民さんとお話をするときにちょっと強めに、あえてオーバーに言っっているのですが、今後考えなければいけないのは、市民の意識にごみの費用というところを植えつけるのは大事だなというも思っっています。そういうのをちょっと管理者、副管理者の方にそういうところもよろしく願っしますといところで、これは最後の質問になります。これを質問して座って終わりなので、全体の説明がちょっと長くな

るかもしれません。

次の質問、公債費とは、自治体における公会計という質問ですが、公会計は非常に国のほうも今気にしていて、いろいろところで財務4表を作ったり、いろいろところでやっていますが、その中で国のほう、平成19年環境省が標準的なコストの算定基準というのをつくっているのです。一般廃棄物会計基準という、こういうのを今使って会計をやっているところもあるのですが、それほど国のほうというのはごみの処理の費用というのをきっと考えているのでしょうか。

そういう中で実際に質問は公会計はどうだと聞くのですが、実は先ほど言ったように、会計と見たときにどういうコストがかかるんだ、行政コストが高くなっていく、これは大事なのですが、やはり一番大事なのは何かと思います。市民の意識改革ですね。ごみに対する。そういうちょっと長くなりましたが質問に行きます。これで最後なので、済みません。

公債費の主な借り入れ先と利率を教えてください。また、組合の会計作成に当たり、気を使っているところとかありましたら教えてください。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

まず、公債費の主な借り入れ先と利率でございます。こちらのほうはごみ焼却施設の更新事業といたしまして、平成18年、19年及び20年、公的資金を東海財務局から借り受けをいたしております。

利率につきましては、平成18、19年度資金につきましては1.7パーセント、20年度資金につきましては1.5%となっております。

その後、ごみ焼却施設の解体事業といたしまして、平成25年度に資金を同じく東海財務局のほうから借り受けをし、このときの利率は0.7%となっております。

また、余熱ホールの整備事業といたしまして、平成25年度及び26年度資金の調達を愛知県の市町村振興協会から行っております。利率につきましては、25年度に借り入れた資金につきましては0.4%、26年度に借り入れた資金につきましては0.2%の利率で借り受けをしております。

それから、2点目の公会計について気をつけているような点はあるかということでございますが、私どもの組合なのですが、成り立ちとして歳入の主なものというのは刈谷市さん及び知立市さんのほうからの分担金でございます。全体の約74%を占めております。ですので、私ども組合といたしましても、両市の負担の軽減に少しでも貢献できるように、私どもの心がけといたしましては、分担金以外の歳入につきまして、その歳入をふやすような努力と、歳出につきましては、それをなるべく抑制するような努力を心がけていると、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

確認ですが、反対ではないですね。

○2番（上田昌哉）

賛成です。

○議長（前田秀文）

ほかに。

○議長（前田秀文）

鈴木浩二議員。

○11番（鈴木浩二）

私からは1点、決算に対して反対するものではございませんので、あらかじめ言っておきたいと思えます。

決算そのものではございませんけれども、主要施策報告書の内容に関連をして、質問のほうをさせていただきますと思います。

6ページに余熱ホールの入場者数の年度別推移が表にまとめられています。平成26年度から運営を指定管理者に切りかえることに加えて、2階の休養施設をトレーニングジムにリニューアルされて、工事の期間があったりなかったりして、いろいろ差がありまして、運営の日数が一致しているというものではないのですけれども、入場者数は順調にふえていて報告書中で過去最高でございます。利用者収入も最高になっているのではないかと思います。

以前、トレーニングジムの切りかえを検討する際に、余熱ホール利用計画策定報告書ではアンケートの結果から余熱ホールへの交通手段は自動車での来館が76%を占めており、繁忙期、これは7月、8月になりますけれども、その際の駐車場の満車が続いて、実質的な入場制限になっていると記載をされております。先ほどの報告書、作成をされました平成23年、平成27年の利用者数を比較しても、7月が4,369人、8月が1万848人ふえておりまして、駐車場不足で入場制限がひどくないか。フィットネス会員として月額で日曜日分も払っている人でさえ駐車場不足で使えないという状況になっていないか。こういった観点から質問のほうをさせていただきますと思います。

まず、お尋ねをします。7月、8月は他の月と比較をして極めて利用者数が多いというデータから、夏休みなど来場者が増加をしたときに駐車場の混みぐあいはどうな状況なのか。平均入場者や駐車台数など比較をして、スムーズに入場ができなかった方がいらっしまった日数などがどれだけあったのかをお尋ねしたいというように思えます。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

議員のおっしゃるとおりなかなか夏休みは混んでいるという状況は私どもも認識しております。

お答えいたしますと、年間を通して1日当たりの平均で利用者数、平成27年度実績ということで1年間を通してですので、その実績でお答えを申し上げますと、約1日当たり580人でした。また、本年平成28年度の海の日であった7月18日から、それから夏休み最後の8月31日までの期間の平均につきましては1,165人であり、この期間中の土日祝日では平均で1,524人になります。

駐車場の入場台数については細かくうちのほうではちょっと把握しておりませんので、正確な日数といったことになるとちょっとお答えがしづらいですが、夏休みの約1か月半の間、駐車場が満車になり、あるいは入場に御不便をかけたといった日数は15日ぐらい、3分の1ぐらいあったのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

鈴木浩二議員。

○11番（鈴木浩二）

ありがとうございました。夏休みが慢性的に駐車場が満車になってしまうということだと思っています。駐車場の入場台数、これは把握をされていないということでございますけれども、こころを把握していく必要があるのかなというように考えています。

それでは、この対策として今までどのようなことをされたか、お答えいただきたいと思います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

夏休み中の混雑時の対策ということでございますけれども、駐車場の整理のため、夏休み中の6週間、このうち土曜日の6日間、それから、日曜日の6日間、祝日の1日、それから8月15日から19日の5日間、合わせて18日間については指定管理者がスタッフ等を配置いたしまして、混雑の解消に努めております。

また、ウォーターパレス内の駐車場につきましても169台ございますが、これに加えて夏休み期間中の混雑時に、ほかにJR側に駐車スペースとして25台ほど準備をしております。また、7月24日、31日、8月7日、14日といった日曜日、このときは私どものクリーンセンターを休業しておりますので、そのときにはクリーンセンターのほうを開放いたしまして、そちらのほうも駐車スペースとして御利用をいただいて対応をしております。

今後でございますけれども、利用者が多くなったということで非常にうれしいことでございます。

その反面、ちょっと駐車場の問題も出てきておりますので、夏休み期間中の混雑に限定いたしまして、近隣企業の駐車場などを借用するなど、その対策を指定管理者のほうと協議をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（前田秀文）

鈴木浩二議員。

○11番（鈴木浩二）

ありがとうございました。いろいろと手を打っていただいているということは理解いたしました。しかし、クリーンセンターを開放して対応しているということでございますけれども、日曜日以外の土曜日、祭日は駐車場、これを開放することはできないというような状況になりますし、近隣駐車場を借用することを早急に進めていただいて、もし不可能であれば、駐車場の立体化もしくは新設するなど御検討をいただきたいなというように思います。

また、来場者が施設に着いてから駐車場がないということを防ぐためにホームページなどから現在の駐車場の状況がわかったりすることができる、こういった仕組みづくりも必要であるというように思いますので、あわせてお願いをいたします。

そして最後に、駐車場の混雑時にはスタッフを配置して安全を確保していただいているということでございますけれども、ここは確実にしていただきたいなと思いますので、こういったことを少し検討を要望させていただきまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田秀文）

ほかに。

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（前田秀文）

次に、日程第6、議案第8号 平成28年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案の説明をお願いします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

それでは、議案第8号 平成28年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）についてお願

いたします。

補正予算の説明に先立ちまして、今回の補正の概要につきまして説明させていただきます。

歳出につきましては、ごみ焼却施設の維持管理経費を計上しておりますクリーンセンター管理費において、支出額の確定などにより経費を減額するもの、そのほかに給与改定及び人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

歳入につきましては、歳出の減額に伴い補正するとともに、本年度前期の実績等を勘案して財源を更正するものなどであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,915万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,313万2,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものとなります。

なお、第1表につきましては2ページ及び3ページに記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

詳細につきましては、補正予算説明書で説明いたしますので、補正予算説明書の6ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項1目一般管理費は396万6,000円の減額補正で、2節給料は168万6,000円、3節職員手当等は123万8,000円、4節共済費は104万2,000円の減額をお願いするものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は3,519万3,000円の減額補正で、2節給料は2万2,000円の増額で、3節職員手当等は9万7,000円、4節共済費は11万8,000円の減額であります。

11節需用費は1,000万円の減額で、消耗品費のうち主に黒鉛電極等の入札単価の低下によるものなどあります。

13節委託料は2,500万円の減額で、説明欄の施設運転管理委託の入札差金でございます。

次に、戻っていただきまして4ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。2款1項1目ごみ処理手数料は、700万円の増額補正をするもので、一般家庭以外のごみ搬入量の増加によるものでございます。

3款1項1目繰越金は、先ほど認定していただきました平成27年度決算におきます歳入歳出差引残額1億700万9,000円を繰り入れるもので、当初予算におきまして5,000万円を計上しておりましたので、今回は5,700万9,000円を増額補正するものであります。

4款1項1目雑入は100万円の増額補正をするものでございます。これは売電電力料金の前期実績からの推計によるものでございます。

最後に、1款1項1目分担金での1億416万8,000円の減額補正は、分担金を除く歳入における前年度繰越金などによる増額補正及び歳出における減額補正により両市の分担金が説明欄のとおり減額となるものであります。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○3番（池田福子）

こちらのほうで反対するものではございませんけれども、ちょっと確認だけさせていただきたいと思えます。数字が結構大きいなと思ったので説明をいただきたいと思えます。

説明書の10ページですけれども、一般職、総括と出ておりますけれども、職員数、一番上の行です。12名ということで補正前12名、そして補正後、上の段も12名ということで、差し引きしていきますと合計が400万円以上の減額ということになるのですけれども、これは1人の人で400万円下がったというような表になると思うのですが、それでよろしいですか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

この諸手当の説明をまずさせていただきます。

補正前、補正後ということで、一番左のところ職員数というように書いてございます。12(1)というように書いてございますが、これは13名でうちの職員全員分のものでございます。こちらのほうに書いてございますけれども、その内訳が右のほうに給与費と共済費、他、合計という形になっております。ですから、全員で今、議員の言われた400万円を減額させていただくというように御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○3番（池田福子）

すみません。これは全員だとしても結構大きな数字だと思うのですけれども、異動があったりとか、そういうことが加味されているということでしょうか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

はい。私ども平成28年度当初予算で一応今までの職員を想定いたしまして予算を組ませていただいております。それ以後、4月にうちの職員が異動になりまして、その補正をこの12月に人件費の補正ということでやらせていただいております。

今回、私どもの環境組合の中で4名の異動がございました。ございましたが、非常にうれしいことで、4名の年齢だけをちょっと比較させていただくとわかりやすいかなと思います。今までいた職員よりも、今回来た4名の職員は平均年齢が8歳若くなりましたので、その関係で大きくへこんだようには見えるのですが、そういった事情でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○3番（池田福子）

すみません。私、事前の説明で1人の人が8歳年が若かったというように聞いたものですから、1人の人に対して40万円も下がったというのはどういうことかなと、両方の意思疎通の行き違いだったと思います。全員で40万円下がったというように理解すればいいということでよろしいですね。反対するものではございませんけれども、ちょっとはてなと思ったものですから、よろしく願いします。すみません。

○議長（前田秀文）

ほかに。

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（前田秀文）

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これもちまして、平成28年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 前 田 秀 文

刈谷知立環境組合議会議員 上 田 昌 哉

刈谷知立環境組合議会議員 新 村 健 治